

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、日本航空キャビンクルーユニオンから、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 28 年 3 月 18 日以降

2 場所

別記の都道府県における日本航空キャビンクルーユニオンの組合員が勤務する日本航空株式会社の全職場

3 要求事項

解雇撤回等

平成 28 年 3 月 11 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 記

北 海 道	青 森 県	秋 田 県
千 葉 県	東 京 都	石 川 県
愛 知 県	大 阪 府	兵 庫 県
島 根 県	岡 山 県	広 島 県
山 口 県	徳 島 県	香 川 県
愛 媛 県	高 知 県	福 岡 県
長 崎 県	熊 本 県	大 分 県

宮 崎 県

鹿 児 島 県

沖 縄 県